

質問（質疑）通告一覧

12月1日（水）

---

1 宇野 裕 議員 自民党（一般質問）

---

1. 農業問題について
  2. 県と市町村との関係について
  3. 住宅供給公社問題について
  4. 知事の政治姿勢について
  5. ジェンダーフリー教育について
  6. その他
-

---

○宇野 裕君 おはようございます。植木の町八日市場市選出の自由民主党の宇野裕であります。同志議員の皆様の御友情によりまして質問の機会を得ることができました。心から感謝を申し上げます。

質問に入る前に、昨日の信田県議の質問にも詳しくありましたが、新潟県中越地震について一言だけ申し上げさせていただきたいと思えます。

今回の地震でとうとい命を落とされた方々に対して心から哀悼の意を表したいと思えます。さらに、被災された多くの新潟県民の皆様初め関係者の方々に心からお見舞いを申し上げますと同時に、一日も早い復興が果たされますよう心からお祈りを申し上げたいと思えます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、農業問題についてお伺いいたします。

千葉県は全国第2位の農業県であり、米や野菜、畜産など、多彩でバランスがとれた農業生産を展開しております。しかし、近年は担い手の減少や高齢化が進んでおり、このまま生産構造が脆弱化すれば、農産物の生産はもとより地域社会の発展にも支障を来すおそれがあります。このような状況に対応するには、効率的でかつ安定的な農業経営体を育成し、このような経営体が農業生産の大部分を占める農業構造を確立することが急務であります。そのためには農業者が地域の将来像を共有し、相互に協力しながら地域農業の再編に取り組むことが大変重要であります。

私の地元八日市場市の飯塚集落では、市や普及センターの指導を得ながら集落住民が丸となり集落の将来を語り合う会などを開催し、集落の合意形成に努めていると聞いております。その結果、都市と農村の交流ターミナルとして平成14年にふれあいパーク八日市場を整備し、農産物の直売所や農村レストランの運営により、地元の消費者のみならず多くの都市住民でにぎわい、今では年間121万人が訪れる中核施設となっております。

一方、本県農業後継者は年間200人程度で推移しております。これは全国的には多い方ではありますが、必ずしも満足がいく数字とは言えません。今後、農業就業人口がさらに減少していくことを考えれば、農業後継者の育成は今まで以上に重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

第1点として、農村地域において集落機能を活性化させるため、普及事業はどのような取り組みを行うのか。

第2点として、県では農業後継者の確保のため、どのような対策を講じようとしているのか。

次に、県と市町村との関係についてお伺いいたします。

新しい分権の時代を迎え、知事は日ごろから、これからは基礎的自治体である市町村が主体であり、県は調整役であるとの考えを示しております。私も同感であります。しかしながら、今の千葉県の現状は、そのような方向に進んでいると言えるでしょうか。本年3月に県の中期的な基本方針として「あすのちばを拓く10のちから」が唐突に発表されました。その中には福祉や教育、地域づくりなど、市町村が独自性を発揮して主体的に取り組むべき分野まで県としての方針が示されていますが、果たしてその方針を出すに当たって、

市町村と十分な協議が行われたのでしょうか、甚だ疑問であります。

例えば本年3月に策定された地域福祉支援計画も、当事者やNPOが最初から策定に参加したことや、タウンミーティングの成果ばかりが強調されております。NPOや当事者とは夜を徹して会議を持たれたようですが、市町村との会議も何回かは持たれたようではあります、夜遅くまで十分な議論を福祉の実行部隊である市町村とどれだけ行ったのでしょうか。

また、県単独補助金の取り扱いについてはどうでしょうか。県も市町村も財政状況は極めて厳しいのですから、どの補助金を廃止するのか、削減するのか、市町村にとってどうしても残してほしい補助金は何なのかといった点について、真摯な態度で市町村と十分な意見交換が行われたのでしょうか。残念ながら私のところに届いてくるのは、去年は予算編成間際になって、ことしは去年の批判を考慮してか早目に示したとはいえ、メール1つで県が一方的に削減リストを示してきたという悲鳴ばかりなのであります。

このように見てみると、知事は国に対しては財源と権限の移譲を強く主張していながら、千葉県の中では相変わらず県が中心で、市町村を軽視しているとしか思えないのであります。21世紀の分権型社会では市町村が主役と知事が日ごろ強調されている言葉が空疎に聞こえてくるのは私だけでしょうか。

そこでお伺いいたします。

第1点として、県と市町村の役割分担について知事はどのように考え、具体的にどのように行動してきたのか。

第2点として、知事は市町村と密接に関連する諸施策の検討や計画の策定、また補助金の削減等に当たり、市町村の声を真摯に聞いてきたとお考えか。

第3点として、少なくとも地域づくりに関する諸施策については市町村の主体性を尊重して任せていくべきと思うが、どうか。

次に住宅供給公社問題についてお伺いいたします。

この問題は我々議員にとりましても、過去の責任、そして将来に対する責任、私自身は今の時点でも非常に迷っております。それだけにぎりぎりの選択と知事はおっしゃいましたけれども、我々もぎりぎりの判断をしなければならない今状況にあらうと思えます。そういう思いを込めまして、この質問に入らせていただきたいと思えます。

この問題については、これまで多くの議員から既に質問されておりますが、私なりに納得がいかない点が多々ありますので、重複する点もあるかもしれませんが、できるだけ角度を変えて質問いたします。

知事はこの問題について2月議会で、大幅な債務超過に陥った公社の経営改善を図るため、あらゆる手だてを施して任意での金融機関との交渉の努力をしてきたが、やむを得ず裁判所の力をかりて特定調停の制度の中でこの問題を解決せざるを得なかった。その理由として、透明性などを確保するため、中立公正な第三者機関の裁判所で解決を図ることが適切と考えておりますとの趣旨の発言をしております。さらに10月14日の定例記者会見において、調停が成立しなければ県民に多くの不利益が生ずる、県民の代表による県議会がそのことを根拠に判断してもらえらると思おうと発言しております。この発言後、多くの議員から、調停に同意することの是非について、議員側が判断するための公社を破産させた場合等をシミュレートした資料がなくては判断できないのではないかと批判にこたえて、

遅きに失した感は否めませんが、やっと今月の5日と26日に我々議員に、内容は全く不十分ではありますが、一連の説明資料が配付されました。

そこで、知事のこの発言と配付資料について端的にお伺いいたします。

第1点として、大幅な債務超過に陥った公社を、まず存続ありきを前提として経営改善を図る必要があるとおっしゃるが、少なくとも平成14年に既に千葉県公社等外郭団体経営調査報告書において、公社の事業の継続の必要性は乏しいと指摘されているにもかかわらず、今回の調停案は、公社を少なくとも今後40年間存続させることとしているが、知事はこの報告書の勧告をどのように受けとめていらっしゃるのか。

第2点として、知事は今回の資料はいつ担当者から説明を受けたのか。

第3点として、特定調停の決定に同意しなければ県民に多くの不利益がこうむるとおっしゃいますが、特定調停を成立させるには債権者の同意はもちろんであります。議会の同意が必要であることは当然最初からわかっていたはずであります。少なくとも今回、非常に粗っぽい資料であっても、特定調停申し立て前に議会の判断材料として提出すべきではなかったでしょうか。その上で、特定調停でもやむを得ないとの議会の同意を得てから申し立てるべきではなかったでしょうか。

また、なぜこれほど資料提出がおくれたのか。知事が勝手に調停を申し立てておいて、裁判所の決定が出たから議会に同意していただかないと県民に不利益が生じる結果になると記者会見し、この問題の最終的責任を議会に転嫁するがごとき姿勢は、公社を指導監督する責任者としてあるまじき姿勢だと思うが、どうか。

第4点として、知事はことしの2月議会で、今後の県政の展望については網羅的な中長期的な計画を策定することは困難であると言いながら、今回の公社の返済計画は40年を超える超長期の計画となっているが、一方で5年先も見通すのは困難と言いながら、40年以上も先を見通せるとおっしゃる大きな矛盾をどのように県民に説明するのか。

第5点として、県の公社への貸付金47億4,000万円についてはすべての債権に劣後し、返済は40年以降になり、その弁済率は100%としているが、いまだに40年以降の弁済計画が示されておられません。どのような計画なのかをお示しいただきたい。

また、40年以上先の弁済率を100%としている根拠と、その担保は何なのか。

第6点として、現在の公社の役員を含めた職員平均年齢は43歳、そして最年少の職員は29歳と伺っているが、30年後に事実上無人の組織になる公社は、だれが残りの10年を運営するのか。

第7点として、公社を破産させた場合の影響について、資料では、県の信用力が低下し県及び関係団体の資金調達面で支障が生じ、資金調達コストが上昇するおそれがあるとか、また、県の施策に対する金融機関の協力が得られなくなるおそれがあるなどと説明されておりますが、破産した場合の弁済予想率は29.3%、調停案は55%の弁済率となっております。つまり金融機関にとっては破産手続より25%、額にして183億円も有利な案ということになるわけであり。考えたくはありませんが、これまでの交渉過程で金融機関側から、県が公社を破産させた場合は、今後の県債引き受けの拒否、あるいは金利アップ等の諸条件を見直すなどと圧力とも言うべき対応はあったのでしょうか。

また、そのような状況も想定して11行以外の国内外の機関投資家を初めとした金融機関に県債引き受けの打診をこれまで努力してきたか、お伺いいたします。

第8点として、分譲事業は15年で254億円、賃貸事業は40年で1,064億円、合計1,318億円の収入を見込んでいるが、収入が見込みを下回ったときはどのように対処するおつもりか。

第9点として、40年間の公社の維持と売り上げを達成するための費用を862億円、年平均22億円と見込んでいるが、この費用の内訳を見ると、一般管理費等削減できる部分があるように思えるが、知事はこの費用について必要最小限の金額と考えておられるのか。

第10点として、仮に今回の17条決定を認める条件として、議会から、例えばあらゆる経費の削減努力により将来発生する県民負担を可能な限り減らす努力を求める趣旨の附帯決議が提案され、可決した場合、知事はその附帯決議を誠意を持って尊重する覚悟はあるか、お尋ねいたします。

次に、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

私の以前、知事就任後初めての質問の中で、やはり知事の政治姿勢をお尋ねいたしましたが、はや3年が経過いたしました。今回はちょっと表現を変えて伺います。

知事は就任する前は、30年間TBSに籍を置き、権力をチェックする機能を持つジャーナリスト、あるいはディレクターとして、その後1989年に旧社会党の比例区参議院議員に、さらにその後1995年に新党さきがけの比例区参議院議員に、翌年には第2次橋本内閣においてさきがけ座長として活動し、その後、さきがけが消滅してしまったため、ついに平成13年に千葉県知事選挙に立候補し当選、現在に至るわけではありますが、このように、言ってみれば権力をチェックする側から反自民の急先鋒であった社会党の参議院議員へ、そして今、600万県民の、いわゆるトップにいらっしゃるわけですが、そこで改めてお尋ねいたします。

第1点として、権力をチェックする側から反自民の政党の参議院議員になられ、その後、一時期とはいえ国政の権力の中枢に身を置かれ、そして地方政治の権力のトップに上り詰められて3年半が経過するわけではありますが、1989年から現在に至る御自身の政治行動を、ジャーナリスト御出身の知事として客観的にどのように評価なさいますか。

さて、知事は1989年から6年間、社会党の参議院議員であったわけですので、当然、当時の日本社会党の綱領的文書であった新宣言を当時お読みになって、御自身も新宣言の目指す理念や基本政策に賛同して立候補され、6年間活動されてきたと思います。ここで、その新宣言の中で気になるところを、あえてちょっと長くなりますが、2カ所に絞って引用させていただきます。

1つ目は、「日本社会党は内外の社会主義運動の先輩たちが残した歴史的遺産を正しく受け継ぎ、あふれるばかりの人間尊重、ヒューマニズムの理念を高く掲げて進む」という箇所、2つ目は、「戦後、戦争への反省と国民の立ち上がりの中で、新しい憲法が制定され、日本は本格的な近代市民社会の仲間に入った。経済的には高度成長を経過して経済大国となった。『豊かな社会』の土台が築かれた。その中で国民の生活と福祉も前進した。その多くは日本社会党や労働組合の努力の結果であった」以上2カ所についてお尋ねいたします。

立候補される時、当然この新宣言はお読みになっておられたと思いますが、知事はこの新宣言に、これまた当然賛同して立候補したと理解してよろしいか。

第2点として、社会主義運動の先輩たちが残した遺産とは何を指していると考えておられたのか。

第3点として、戦後の豊かな社会の構築と、それによって前進した国民生活の福祉は日本社会党と労働組合の努力によって達成されたとうたっているが、そのとおりだと思われていたのですか。

また、現在はどうかお考えか。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

平成14年の代表質問とことしの2月議会に続いて3回目に取り上げることとなりますが、平成13年9月28日付で県立盲・聾・養護学校長あてに出された「学校におけるジェンダーフリー教育の推進及びジェンダーに関わる環境の見直しについて」という表題の県教育長通知についてお伺いいたします。

私は2月議会において、ジェンダーという言葉の反科学性を指摘いたしました。さらに、ジェンダーフリーという思想は子供たちの正常な人格を破壊する恐ろしい働きがあるとの強い憂慮を表明し、この通知の撤回か全面廃止を求めたのであります。これに対し県は、撤回も廃止もしないとの答弁でありました。しかし、私の質問の直後に提出された私の要望と同趣旨の請願は賛成多数で可決したのを受けて、県ではその請願に対する対応として、教育長名ではなく教育振興部指導課長名で、ジェンダーフリーという言葉は誤解を招きやすいので、児童・生徒の指導に当たっては慎重な配慮を求める通知を出されたのであります。この対応については半歩前進の評価はできますが、やはり私は、県が誤解を招きやすい言葉を使用したこの通知が現在も生きていることに強い危機感を感じるのであります。

そもそもジェンダーという言葉は、1972年に——ちょっと失礼してよろしいでしょうか。本をお持ちしたので、済みません、いいですかね、議長。

---

○議長（宮内三朗君） はい。

---

○宇野 裕君（続） そもそもジェンダーという言葉は、1972年に米国ジョンホプキンス大学医学大学院の心理学者ジョン・マネー教授が作り、その後、世界に広がったと言われております。しかし、性差は後天的であり、つまり家庭や学校での文化的・社会的な育て方一つでどうにでもなるというマネー教授の仮説は、1997年ごろから米国やカナダの学会で嵐のような学術的批判が起こり、今やマネー教授は悪魔の性科学者として糾弾され、社会から葬り去られようとしております。この仮説は非科学性が証明されて学説にはならず、仮説のままに今や消えつつあるのであります。したがって、現在ではジェンダーは虚構である、ジェンダーは不存在であるが学界では定説化しております。

このマネー教授の仮説が崩壊した劇的なターニングポイントは、マネー教授の指示によって性転換させられた1人の被害者がすべてを告白したからであります。それを記録したのが、議長のお許しをいただいて、私が今持っている「ブレンダと呼ばれた少年」という、

この本であります。この本は、アメリカで 2000 年にベストセラーになりました。この本によりますと、主人公のブルースという男の子が、生後 7 カ月のとき包茎手術に失敗し、完全に男性性器を失ったところから話が始まります。そして、この男の子を、女性として人生を送った方が幸福になれると性転換を強引に両親に承諾させ、生後 21 カ月のときに性転換手術をさせた張本人が、このマネー教授であります。先ほどの自分のジェンダーの仮説を宣伝し、自分が有名になるためでありました。

実際にマネー教授自身の著書「性の署名」——この本であります、この本の中で不幸な男の子のケースを、男か女かの性差は、後天的につくられるのであり、よって性差は生物学的、解剖学的なセックスではないから、ジェンダーと呼ぶべきだと自分の 1972 年の仮説の科学的証明に引用しているのであります。しかし一方、こちらの告発本では、ブレンダと女の名前をつけられたマネー教授の被害者であるところの本名ブルース少年は、子供ながら人工の膣をつくろうとするマネー教授に反抗し続け、2 度も自殺を図り、ようやく 15 歳のとき男性に戻る手術を受け、生殖機能は失った体にはなったものの、その後、3 人の子供を持つ女性と結婚したのであります。

マネー教授のジェンダー存在説の虚構とトリックは、まずこの 2 歳から 15 歳までブレンダという名前まで変えられて少女にさせられた男の子が、決して女性にはならなかったという決定的な事実で科学的に明らかになったのであります。

さらに、この告発本によりますと、異常者マネー教授のこの男の子を女性にする方法は、洋服、人形、化粧品、そのほか女性のものばかり与えたり女言葉を教えたりの 10 年にも及ぶ女性としての文化的・社会的な育て方ばかりではなかったのであります。先ほども申し上げましたが、生後 21 カ月のとき、睾丸と陰嚢を切除する人為的に性差をつくる生体手術をしているのであります。しかし、脳以外の体を女性化しても、この男の子の脳を、いわゆる女性化することはできず、10 年を超える時間をかけたジェンダーの存在とジェンダーをつくり変えるための証明実験は完全に失敗に終わり、ついにこの男の子はみずからの強い意思で男性に戻ったということでありました。この実験の失敗は、結局マネー自身がジェンダーの存在の仮説を証明しようとしたにもかかわらず、皮肉にも逆にジェンダーの不存在と虚構を科学的に証明する結果となってしまったのであります。

今日、全世界のどこを探しても社会的・文化的に性差がつけられることを証明した事例として人間は 1 人も発見されておりません。むしろ脳科学の急速な進歩で、前回も 2 点指摘いたしましたが、1 つは、性差は胎児のときに定まること、もう 1 つは、性差は脳の性差が決定すること、そのことが科学的に証明されており、つまり、社会的・文化的なものは性差形成には一切関係しないことが判明し、ジェンダーの虚構と反科学性が現在は確定しているのであります。

参考のために——この本であります、日本のフェミニストのほとんどがマネー教授のこの著書「性の署名」をジェンダーフリーやジェンダーの存在を前提としたさまざまな思想を啓蒙するときの教科書、あるいはバイブルのように扱い、狂信していると言われております。

そこでお伺いいたします。

第 1 点として、一時期ジェンダーの存在を証明していたと一部に思われていたマネー教授の仮説が科学的に完全に崩れ、ジェンダーは不存在であることが明らかになった今、そ

の言葉にフリーをつけたジェンダーフリーという造語を使った教育長通知は、二重の意味で間違いがあるので廃止撤回すべきと思うが、どうか。

また、もし撤廃廃止ができないというのであれば、知事はジェンダーという反科学を信仰しているとしか思えないのですが、いかがですか、見解をお聞かせください。

第2点として、前回は質問いたしました、明快な答弁をいただけなかったのを改めてお伺いいたします。本通知の根拠となる法律は何であるかお答えください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

---

○議長(宮内三朗君) 宇野裕君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事堂本暁子君。  
(知事堂本暁子君登壇)

---

○知事(堂本暁子君) 自民党の宇野裕議員の御質問にお答えを申し上げます。

私からは住宅供給公社問題の一部と、それから私の政治姿勢についての2カ所についてお答えをいたします。

まず、住宅供給公社問題についてでございますが、知事は報告書の指摘をどのように受けとめているのかとの御質問でございますが、住宅供給公社については行政改革推進委員会の意見を聞き、分譲事業から撤退し、賃貸管理事業は継続するが、大幅な合理化を実施するという見直し方針を平成14年12月に策定いたしました。これは経営調査報告書の結果を受けて策定したものでございます。

次に、今回の資料説明はいつ受けたのか、それから議会への資料提出について、さらに裁判所の決定の件、以上3件、合わせてお答えを申し上げます。

まず第1点からでございますが、住宅供給公社の特定調停については、これまでいろいろな課題を検討する段階で、その都度個別に資料の説明を受け、必要な指示をし、可能な限り情報公開に努めてまいりました。次に2番目ですが、今回、今議会に議案を提出するに当たっては、破産の場合との比較等の資料も含めて取りまとめ、県民や議会の皆様の御理解をいただけるよう努めたところでございます。なお、申し立て前には常任委員会協議会を開催していただき、申し立てに至った理由や民事再生手続との比較などの資料を委員の皆様に提出しましたが、説明が十分でなかったとすれば大変残念でございますし、遺憾でございます。

将来発生する県民負担を可能な限り減らす努力を求める趣旨の附帯決議が提案され、可決された場合、知事はその附帯決議を誠意を持って尊重する覚悟はあるかとの御質問でございます。公社問題に対しては、県民に及ぼす影響を最小限度にとどめ、可能な限り早期に解決することを基本に努力をしてまいりました。重々申し上げている点でございます。しかし、17条決定を踏まえた公社への貸付金の財源につきましても、厳しい県財政の現状



では、当面、充当できる一般財源を見出すことが困難なことから、将来の県民負担を憂慮しつつも全額地方債を充当せざるを得なかったものでございます。

御指摘の県民負担の軽減は、私も議員と全く思いを同じくいたします。このため、公社に対しては、確実かつ早期に借入金を返済できるよう、なお一層の経営努力を求めるとともに、県としても今後の財政状況を見きわめながら、可能な限り地方債の発行を縮減していくなど、県民負担を軽減するため最大限の努力をしていきたいと考えております。

次に、政治姿勢に移ります。

私自身の政治行動をどう評価するかとの御意見でございます。御意見というか、御質問と言った方がいいかもしれませんが、御指摘のように、これまで私はジャーナリストとして仕事をし、それから国会の場での立法活動を行い、そして国際政治の場では国際的な合意形成のために、これも全力投球をしてまいりました。環境の問題とか、それから人口会議、あるいはそれ以外にも多々ございます。そして、平成13年から知事として粉骨砕身努力をしてきたつもりでございます。この間、日本の社会構造は中央集権から分権へと大きく変わったことを実感しております。皆様も同じだと存じます。地方分権の時代にあり、三位一体改革のように国と地方自治体のあり方が問われている今日、私の政治行動の評価については県民の皆様にしていただくことが最も正しい、そのように考えております。

次に、私が参議院に立候補した当時の3つの御質問、これは日本社会党に関する御質問ですが、合わせて答えさせていただきます。当時、日本社会党は市民に開かれた政党を目指し、党員に限らず広く文化人とかジャーナリストを集めておりました。私もその1人でありました。しかし、私は立候補するに当たって、日本社会党と政治契約を結んだのでございますが、その1つは党員にならないこと、2つは自分の主義主張に合わない事柄については党議拘束を受けないというものでございました。したがって、私は6年間、党籍を持っておりませんでしたので、党務には関与いたしておりません。

以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 副知事白戸章雄君。

（説明者白戸章雄君登壇）

---

○説明者（白戸章雄君） 県と市町村との関係についての御質問にお答えいたします。

まず、県と市町村の役割分担についてどう考え、行動してきたのかとの御質問ですが、これからの分権型社会においては、住民に身近な行政サービスは、原則として基礎自治体である市町村が提供し、県は広域自治体として市町村を超える広域的な行政課題への対応や市町村に対する補完、調整の機能を担うべきであると考えております。そのため、県は平成14年3月に第二次千葉県地方分権推進計画を策定し、県と市町村が対等・協力の関係

であることを基本として、市町村合併への支援、市町村への権限移譲、市町村総合補助金の創設など、市町村の行財政基盤の強化と自立の促進を図るための総合的な支援に努めてきたところです。

次に、市町村に密接に関連する施策について、市町村の声に真摯に耳を傾けてきたのかとの御質問ですが、県は市町村に関連する施策や計画の策定、実施に当たって、できる限り市町村の意見を踏まえるべきものと考えております。このため、例えば地域福祉支援計画の策定に当たっては担当部課長会議を開催しての説明、意見交換を初め、骨子案、素案、計画案、それぞれに個別の意見照会を行い、またタウンミーティングの際にも地元市町村長や職員にも参加をいただくなど、市町村と協力して取り組んでまいりました。補助金の見直しに当たっても、できるだけ早い情報の提供や各部局から市町村への個別の説明など、可能な限り市町村の理解が得られるよう努めてきたところです。県財政が未曾有の危機にあること、国からの権限や財源の移譲が進んでいないことから、市町村の要望に十分に沿えない場合もありますが、これからも市町村との緊密な意思疎通を図り、連携・協力関係を強化していくことに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、地域づくりに関する諸施策について、市町村の主体性を尊重して任せていくべきではないかとの御質問ですが、地域づくりは住民に最も身近な市町村が主体的に担っていくべきと考えております。このため、県としては、分権新時代・市町村総合補助金等による市町村の総合的な事業への支援や市町村の意向を踏まえた包括的な権限移譲の仕組みの検討を行うなどにより、地域づくりにおける市町村の主体性がさらに発揮されるための施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 総合企画部長石渡哲彦君。  
（説明者石渡哲彦君登壇）

---

○説明者（石渡哲彦君） 私からはジェンダーという反科学を信仰しているとは思えないが、いかがかという御質問にお答え申し上げます。

ジェンダーという用語は 1990 年の国連経済社会理事会で採択された国連文書に用いられておりまして、その後の第 4 回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領において社会的・文化的に形成された性別を示す概念として明示され、世界的に使用されてきておるところであります。また、国の男女共同参画基本計画においても、社会的・文化的に形成された性別と定義した上で、ジェンダーに敏感な視点などの形で使用し、その視点の定着が明確に位置づけられております。なお、10 月 29 日の衆議院内閣委員会で細田国務大臣は、男女共同参画社会基本法の基本理念はジェンダーという概念を含んでおり、また

現行の国の基本計画においてはジェンダーに敏感な視点を定着させることが明確に位置づけられておりますので、さらに今後とも地方公共団体においてもジェンダーに敏感な視点を踏まえた施策を策定・実施するように、国としても今後連携を強化してまいりたいと思いますと答弁をされているところであります。

以上です。

---

○議長（宮内三朗君） 総務部長植田浩君。  
（説明者植田 浩君登壇）

---

○説明者（植田 浩君） 私からは住宅供給公社問題のうち県債引き受けに係る御質問にお答えいたします。

これまで交渉過程の中で金融機関から県債の引き受け拒否や金利等の条件見直しなどの申し入れがあったか、また、そのような状況を想定して11行以外の金融機関に県債引き受けの打診を努力してきたのかとの御質問でございますけれども、県債の引き受けについては、銀行や証券会社33社から成る県債引受シンジケート団等により引き受けをしていただいております。この中には特定調停に係る金融機関も含まれておりますが、これまで県債の引き受け拒否や金利等の条件などについて特段の見直しを求められたことはございません。県としては、今後とも現行の県債引受シンジケート団等との枠組みを維持しながら、県債の円滑な発行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 農林水産部長磯貝正尚君。  
（説明者磯貝正尚君登壇）

---

○説明者（磯貝正尚君） それでは、私から農業問題2問についてお答え申し上げます。

まず第1点は、集落機能の活性化に普及事業はどのように取り組むのかとの御質問でございますが、農村集落は地縁的性格を持ち、自立的、自主的に運営される社会の基礎でございます。その活性化は集落営農の実現、ひいては農業・農村の振興に不可欠なものと

認識しております。このため、県では県下約3,500の農村集落の中から新たに組織的な営農を開始しようとしている128集落を選定し、重点的に集落営農の推進を図っているところでございます。特に今年度はこの128集落の中から各農林振興センターで各1カ所の推進モデルを選定いたしまして、1つとして、集落営農をみずからリードする推進リーダーの発掘と営農組織の育成、2つとして、集落内での徹底した話し合いによる営農ビジョンの作成、3つとして、営農組織による農地や施設の効率的な利活用、4つとして、地域特産品づくりや直売所を核とした集落の活性化などの支援を行っているところでございます。県といたしましては、この推進モデル集落や先ほど議員のお話の中にもありましたふれあいパーク八日市場などの成功例を参考に、市町村やJAなどと連携して、集落の構成員が有機的に結びついた集落機能の活性化を促進し、県下全域で集落営農の展開が実現するよう努力してまいります。

2つ目としまして、農業後継者の確保のためどのような対策を講じようとしているのかということですが、農業後継者の確保に当たりましては、農業が食料を生産する生命産業であること、みずからの判断とやる気で経営が展開できること、施設化や新たな販路の開拓などの企業的な努力で他産業並みの収入が得られることなど、農業の魅力や重要性を積極的にアピールしながら取り組むことが必要であると考えております。そこで、農家の子弟や女性に対して、農林振興センターでは就農前の高校生を対象とする就農促進講座、就農後の青年農業者等を対象とする経営体育成セミナーや女性起業セミナーを開催しております。また、農業大学校では農業に関する高度な知識と技術を習得する農学科を設置し、後継者としての資質の向上を図っております。さらに、他産業から参入する人たちのために、農業大学校で土日を利用した就農準備講座を開催するとともに、より実践的な農業知識や技術の習得ができるアグリチャレンジファームを東金市に整備し、来年度から開設する予定です。これらの対策に加えまして、小・中学校を対象に指導農業士等の協力を得て農家への宿泊体験を実施し、小さいころから農業に対する理解と関心を深めるなど幅広い後継者対策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 県土整備部長青山俊行君。  
（説明者青山俊行君登壇）

---

○説明者（青山俊行君） 私からは住宅供給公社問題のうち公社の事業計画と経費についての4問についてお答えいたします。

まず、ことし2月の議会で知事の発言と今回の超長期の計画は大きく矛盾すると思うが、どうかとの御質問でございます。公社の事業計画は保有土地の早期処分と賃貸住宅等の事

業収益に基づいて債務の弁済を進めることを前提に作成したものでございます。県民の負担をできるだけ少なくするために、公社自身が長期間で弁済する計画としたものです。なお、裁判所も一応の相当性を有すると認めた計画となっております。

次に、県の公社への貸付金約 47 億円についての弁済計画を示していただきたい、また 40 年以上先の弁済率を 100%としている根拠と、その担保は何かという御質問でございます。約 47 億円の貸付金につきましては、住宅金融公庫への弁済完了後に弁済されることになってございます。弁済につきましては、賃貸住宅の土地、建物をなお有しておりまして、その管理をする予定でございますので、弁済することが可能であるというふうに考えております。

次に、30 年後はどのような組織体制で運営することを計画しているのかとの御質問ですが、30 年後の公社は保有土地の処分、特定優良賃貸住宅の管理、これについては終了しておりまして、一部の公社賃貸住宅の管理のみということになります。これらの業務に必要な人員につきましては、職員と不足分につきましては外部への委託などにより対応することになります。

最後に、事業による収入が見込みを下回ったときはどのように対処するつもりか、また費用の内訳には一般管理費など削減できる部分があるように思えるが、必要最小限の金額と考えているのかとの御質問でございます。公社が策定いたしました事業計画は、分譲事業については地価の下落、賃貸事業については建物の老朽化による事業の終了などを織り込んだ上で収入の見込みを立ててございます。また、支出につきましても、これまでの実績等を踏まえまして必要な経費を見込んでいるところでございます。今後、事業の実施に当たりましては、民間のノウハウを活用するなど、より一層の経営改善を進め、地価の動向や経済情勢等を十分に考慮して、柔軟な対応を図りながら必要な弁済の財源を確保できるよう指導してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 教育長清水新次君。

（説明者清水新次君登壇）

---

○説明者（清水新次君） 私からは教育問題についての 2 問にお答えいたします。

初めに、ジェンダーフリーという造語を使った教育長通知を廃止撤廃すべきと思うが、どうかという御質問でございますが、この通知は男女共同参画社会形成を目指して男女間の差別や不平等をなくす男女平等に関する教育を推進するために発出したものでございます。国会でも議論されておりますように、ジェンダーフリーという用語がさまざまに解釈されている現状にありますことから、誤解や混乱を防ぐために、平成 15 年 2 月、平成 16

年4月の2回にわたりまして通知文を発出して、性差を否定するものではないこと、児童・生徒の指導に当たっては誤解を招かないよう慎重な配慮をするなどの徹底を図ったところでございます。

次に、この通知の根拠となる法律は何かという御質問でございますが、平成12年12月には男女共同参画社会基本法に基づきまして男女共同参画基本計画が閣議決定をされました。この中で、「学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の推進を図る」との基本方向が示されたところでございます。また、平成13年3月に策定された千葉県男女共同参画計画では、学校における習慣や環境が男女により一層平等なものとなるよう努めることが重要というふうに示されたところでございます。これらを踏まえまして、男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女平等に関する教育を推進するという趣旨で同年9月に通知いたしましたものでございます。

以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 宇野裕君。

---

○宇野 裕君 議長、答弁漏れの場合はどういうことになるのでしょうか。政治姿勢のところで、社会主義の先輩たちが残した遺産とは何かということについてお答えがいただけなかったように思います。それから、日本社会党と労働組合の努力によって達成されたとうたっているが、そのとおりだと思ったのか、あるいは現在はどうかということについて答弁がないと思いますが。

---

○議長（宮内三朗君） 3つ一緒に答弁したというように今理解しておりますので、再質問の中でただしていただきたいと思っております。

---

○宇野 裕君（続） わかりました。それでは改めてお伺いいたします。

社会主義の先輩たちが残した遺産というのをはつきりとお答えください。そして、労働組合の努力と日本社会党の努力によってこういうものが達成されたということ、その当

時思ったのか、あるいは現在はどうなのか明確にお答えください。

それから、時間が余りないので、ちょっと走りになります、お尋ねいたします。

まずジェンダーフリーについてお伺いいたします。

教育長、ジェンダーフリーについては、国がどうだとか、世界がどうだとか言うことの前に、ジェンダーの存在は、先ほども申し上げましたように、例えばマネー教授が言ったのは、男として、女として生まれても、それは問題ではなくて、教育や社会的や、そういう圧力によって男を女に変えることもできる、女を男に変えることもできるという前提でジェンダーというものをつくり上げたというふうにマネーさんが言って、それが根拠となって世界にジェンダーというものの存在が確立したのであって、それがまだ世界では否定されないで生きちゃっている。ですから、私はこの本を読んで愕然としたんですが、そういうものを信奉して、そういうものが全部確立されてきつつあるこの世の中を、少なくとも千葉県が先頭を切って、そういうことは間違いであったというふうにとらえるべきではないでしょうか。私はそう思います。それについてお伺いを……。これは教育長並びに知事、お答えください。

それから、私がる科学的にジェンダーの不存在を証明させていただきました。知事の方からは、逆にこのジェンダーの存在を科学的にこの場で証明していただきたい。そうでなければ、子供たちが被害をこうむる、私はそう思います。

それから、公社問題についてお伺いいたします。

私ども自民党でプロジェクトチームをつくりましていろいろ勉強いたしました。その中で法律の専門家——弁護士さんですけれども、いろいろお話を伺った中で、今回の特定調停への申し立てに踏み切った根拠を先ほどご説明いただきましたけれども、まだよくわかりません。その専門家のお話によりますと、民事再生の道をもう少し詳しく、あるいは真剣に考えるべきであったのではないかというふうな指摘がありました。それは、これまでの答弁の中で、手続が面倒だとか、いろいろ時間がかかるとお話がありましたけれども、私どもが認識している中では、民事再生であっても、計画ができあがって、裁判所がそういうものを進めていけるというふうな判断を6カ月ぐらい見ている。今回、特定調停はもう6カ月以上もたっているわけですよ。この間、部長からお話がありましたが、特定調停も万が一不調に終われば破産にいつてしまうというリスクは持っていた、そういう認識をしていたということであります。ですから、民事再生もそういうリスクはあるわけで、やはりその辺の判断の基準がどこにあったのかというふうに思います。この55%の早期回収というのは、銀行にとってはおいしいのではないかと弁護士さんの指摘もありました。要は県民負担をできるだけ小さくすることが我々議会、あるいは執行部の皆さんの責任だと思います。その点をお尋ねいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

---

○議長（宮内三朗君） 知事堂本暁子君。

---

○知事（堂本暁子君） 先ほども1度お答えいたしましたけれども、当時、市民に開かれたということで、私もジャーナリスト・文化人ということではありましたが、その中で党员になるのであれば、全部こういうことについて、今おっしゃった日本社会党の新宣言について、それを全部是とできるのであれば党员になれたんだと思います。ですから、このことについてはもうはっきりお答えをしていると思いますし、それからもう1つは、戦後、豊かな社会の構築によって前進した国民生活の福祉は日本社会党と労働組合の努力によって達成されたと考えているかという御質問でございますが、私も戦後、本当に——まだ議員は生まれていらっしやらなかったかもしれないけれども、私は本当に自分の学校も焼け、家も焼け、もう本当に千葉まで来るのにも、祖母のところへ来るのに歩いて来るような、そういう焼け野が原の中から、何で一部のことでありましょうか、戦後の日本の復興はすべての国民の努力によるものだというふうに思っています。そういう中で、労働組合も大きな役を果たしたことは事実でありましょうし、それぞれの政党も、あらゆる政党がそれぞれの立場で努力をしたというふうに思っております。

次の御質問ですが、ジェンダーのことについてお答えいたしますが、ジェンダーの存在を科学的に証明せよということでございます。先ほどもお答えいたしましたけれども、ちょうど89年から12年間、私は国連の場でも随分と仕事をさせていただきました。大変いいチャンスを与えていただいたと思っています。そのときに南北の問題、そういった中で大変多く議論されたのがジェンダーでございます。ジェンダー・イクオリティ、あるいはジェンダーについてのウィメンズエンパワーメント、そういったことが東西関係が崩れた後の南北世界においての1つのキーワードでございます。もしこのジェンダーという言葉が我が千葉県が否定するのであれば、国連での議論全部を否定するということになります。それで、日本国でもですね、先ほど部長がお答え申し上げましたけれども、細田官房長官は男女共同参画担当大臣です。その担当大臣が男女共同参画社会基本法の基本理念はジェンダーという概念を含んでおり、また現行の国の基本計画においてはジェンダーに敏感な視点を定着させることが明確に位置づけられておりますので、さらに今後とも地方公共団体においてもジェンダーに敏感な視点を踏まえた施策を策定・実施するように、国としても今後連携を強めてまいりたいと思っておりますと、こう10月の29日ですよ、答弁しているんです。このジェンダーをもし科学的に否定しろとおっしゃるのであれば、日本国の男女共同参画に関しての施策全部を否定することになりますし、国連において議論されている男女間の平等もすべて否定しなければならなくなるので、私はあえて科学的に証明することはほとんど不可能だというふうにしか申し上げられないというふうに思っております。

次に公社の問題に移らせていただきますが、特定調停を選び、民事再生を申し立てなかったのはなぜかとの御質問でございます。民事再生の手続を選んだ場合は、3,000人を超える賃貸住宅の入居者や特定オーナーなどを含む債権者すべてが対象になります。それに対して大口債権者のみを相手とする特定調停は簡易で迅速で低廉な解決を図ることができ、



また公正中立な第三者である裁判所において話し合いができることから、特定調停が適当であると判断をしたためでございます。なお、県民負担の軽減には最大限の努力をしたい。先ほど議員の御質問にございましたが、最大限の努力をさせていただきたい、こう思っております。

---

○議長（宮内三朗君） 教育長清水新次君。

---

○説明者（清水新次君） ジェンダーについて、間違いではないか、千葉県が先頭を切ってやる必要はないのではないかという御質問だったかと思えます。男女共同参画社会基本法でございますけれども、これは国におきましても制定時から基本理念としてジェンダーという視点が含まれているというふうにされているところでございます。そしてまた、13年の9月の通知文でございますけれども、千葉県男女共同参画計画を踏まえまして、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進することを目的として発出したものでございます。これは何度も答弁したとおりでございます。今後とも千葉県男女共同参画計画の趣旨に基づきまして、正しい理解の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

---

○議長（宮内三朗君） 宇野裕君。

---

○宇野 裕君 最後の質問をさせていただきたいと思えます。

請願が採択された重みを知事はどう考えられるのか。県民の目線、県民主体とおっしゃっているのであれば、請願の議決というのは非常に重いと思えます。それを放置している状況を知事はどうお考えでしょうか。

それから、先ほど遺憾という言葉が出ましたけれども、これはよく霞が関や永田町で使う話であって、小学校の道徳の教科書には、間違ったときはごめんなさいと謝りましょうと、この6年の道徳の副読本にも書いてあります。教育長、そうですね。ですから知事、知事はある意味では子供たちに教える最高責任者でも、教育の責任者でもあります。その辺のお答えをお聞かせください。

以上で質問を終わりにいたします。

---

○議長（宮内三朗君） 知事堂本暁子君。

---

○知事（堂本暁子君） 請願は大変重く受けとめておりますけれども、今るる申し上げたように、国——やはり千葉は日本の一部でございます。ですから、あくまでも国の、しかも官房長官という、自民党の官房長官です。自民党の官房長官がおっしゃっていることでございますし、自民党の政権下で、自民党がこのようなジェンダーというのは、あくまでも国の基本の計画であり、基本理念だということを10月の29日に答弁をされております。そのことも同時に重く見なければならぬというふうに考えます。

それから、確かに霞が関で遺憾という言葉はたくさん使われておりますが、県会が霞が関以下だとは思っておりません。霞が関を千葉県議会は超えたい、そのぐらい格調のある言葉で物を言うこともよろしいのではないかと認識しております。

---